

平成16（2004）年10月15日 決算審査特別委員会

平成16（2004）年10月15日 決算審査特別委員会

## No.9 灰垣委員

おはようございます。

私の方からは、学校耐震診断と開かれた学校づくり、これに関連して数点、そして学力向上について、それから指導力不足教員、表現はあれですけども、この点についてお伺いいたします。

まず最初に、学校耐震診断ですけども、この事業は公立学校建物の耐震診断の実施についてという、平成14年7月31日の文科省からの通知で、改修耐震促進法に基づく耐震診断を行うと。昭和56年以前に建築された学校建物について、平成15年度を初年度とする3か年以内に、耐震診断を完了するというふうになっておりますけれども、最初に5点質問させていただきます。

まず1点目は、診断の方法です。それから2点目に、本市のこの診断計画。それから3点目に、診断後の評価の方法をお願いします。それから4点目が、診断結果の公表はどのようにされるか。そして5点目が、診断結果を受けて、補修工事はどのように考えていらっしゃるか。この5点、まずお伺いいたします。

## No.10 高橋学務課主幹

5点にわたる耐震診断の件についてのご質問ですけども、まず1点目でございますけども、耐震診断の方法についてですが、診断方法としましては、1次診断及び2次診断という方法がございます。今回の診断につきましては、耐震性の現状把握を目的としまして、文部科学省の通知によりまず1次診断で実施しております。

次に、2点目の計画でございますが、新耐震基準の施行前の昭和56年以前に建築された建物である52校を対象としておりまして、平成15年度から17年度の3年間で実施をする計画でございます。15年度につきましては、14校実施をしております。

3点目の評価方法についてでございますが、これは文部科学省の通知によりまず既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断の基準に基づきまして、ランクを3ランクの評価の方法で評価しました。

次に、4点目でございますが、診断結果の公表は、どうかということでございますが、公表につきましては、非常に重要なことなどにより、市全体の公共施設にも影響を及ぼすことから、関係部局と今後十分協議をし、公表方法などの課題整理をするなど、慎重に対処しなければならないと考えております。また、保護者や地域住民への対応も非常に重要であると認識しております。つきましては、3年間で完了しようとする事業でございますので、事業途中での公表については控えたいと考えております。

次に、5点目の診断結果を受けて、今後どういう補強工事等を、改修工事についてどう考えているのかということでございますけども、この診断結果を踏まえまして、今後教育委員会としましては、耐震化等についてまず詳しく分析し、安全性や耐震性の把握に努めるとともに、総合的な判断をもって取り組

まなければならないと認識しております。

さらに、補強工事等につきましては、市全体の公共施設に対する耐震補強の関連もございますので、関係部局との協議を行っていく必要もございます。また、補強した場合の環境面での教室の照度と広さ、さらに工期の問題、仮設校舎等、いろいろ財政的な問題もあります。その辺をどうクリアしていくかということもございますので、今後総合的に考えていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

#### **No.11 灰垣委員**

診断の計画ということをお尋ねいたしましたので、またお答えいただきたいんですけど、15年度は14校と。3か年でこれは終了するということですから、計画をお示しいただきたいと思います。

#### **No.12 高橋学務課主幹**

15年度につきましては14校、今年度16年度につきましては15校を予定しております。最終年度の17年度につきましては23校を予定しております。

以上でございます。

#### **No.13 灰垣委員**

対象校は、これでいくと52校ということよろしいでしょうか。

#### **No.14 高橋学務課主幹**

52校でございます。

#### **No.15 灰垣委員**

今年の4月に全国の調査をされた、これが新聞に載っていたんですけども、全国平均が45.2%ということで、ちょっとおくれておるとい現状ですので、これは多額の費用もかかるとは思いますけれども、計画の前倒しも考えて、早急をお願いしたいということをお尋ねいただきたくて要望しておきます。

評価の方法なんですけども、1次審査においては3ランクという、こういうふうにランクを設けてということでしたけれど、私の知る限りでは、大阪府は4段階の評価をするというふうに聞いているんですが、この辺はどういう認識かということをお尋ねいたします。

公表の内容なんですけども、当然すべてが終了するまでの公表というのは私も考えてはいないんですけど、最終的には、やはり全面公開というか、あえて危険であるということをお知らせすること、関心を持つということも含めて非常に重要なことだと思いますので、全面公開という気はしますが、これはいかがですか、お伺いします。

それから、当然まだ結果が出ているわけではないんですが、この時点でとやかく言うのはちょっとおかしいかもしれませんけれども、児童生徒の安全を守るという1つの大きな視点、それから住民の方の避難所という観点からも、早急にやはり審査を進めていただいて、改修補強工事といえますか、これも進めていくべきであると思いますので、これは要望にしておきます。その点よろしく願います。2点お伺いします。

#### **No.16 高橋学務課主幹**

3ランクの基準でございますけども、これは耐震性能です。今回の第1次診断で出ました結果を、各学校ごとの耐震性能がどうかということで、先ほど申しました文部科学省の通知によります基準に基づきまして、3ランクという分け方をさせてもらいました。その内訳を、個々の公表というのは控えさせていただきますけれども、大きく3ランクに分類しました14校、棟数にしますと47棟調査をやりましたけども、それを大きく分けると、大地震時に起きる被害の危険性が高いものというのが24棟でございます。危険性があるものというのが22棟、危険性が低いものというのが1棟という結果でございます。

先ほどの全面公開ということは、いろいろ問題もございますので、先ほど、大きく学校を47棟の中の3ランクということの評価で説明させていただきましたけども、全体の公表につきましては、今回は控えたいと。よろしく願いたいと思います。

#### **No.17 灰垣委員**

これは震度6を基準に考えてこの調査をされているというふうに聞いていますけども、阪神・淡路大震災のような、それを超えるような地震が起きないとはだれも言えないわけで、また起きるともちろん言えないわけですけども、そういうことを想定しながら、速やかに進めていただきたいというふうに思っております。公開ということで、これは情報公開条例の対象になるのか、お聞きします。

#### **No.18 辻崎管理部次長**

基本的には、今の公開の対象にはなるというふうに思っておりますが、この事業自体が3年間の計画でもって行うものということで、事業自体は、全体で3年間で完了した時点でというようなことで、今途中経過であるというふうに考えておりますので、よろしく願います。

#### **No.19 灰垣委員**

重ねてお伺いしますが、3年、要するに診断を終えた後には公開をするというふうに今の答弁はとらえさせてもらってよろしいのでしょうか。

#### **No.20 辻崎管理部次長**

基本的には、現段階ではそのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### **No.21 灰垣委員**

ありがとうございました。今も申しましたように、災害、最近台風の災害も多いですけども、それに備えた学校という、避難所という観点から、また児童生徒を本当に守るという観点から、この診断を、この事業を速やかに進めていただけるようお願い申し上げます。要望いたします。

続きまして、開かれた学校づくりということで、数点質問させていただきますけれども、最初に、特認校に指定されている檜田小学校について伺います。

1点目は、15年度が特認校指定に伴う転入児童が12人、地元児童が22人ということで、この報告書にありますけれども、まず1点目は転入児童の通学の手段をお聞かせいただけますか。

それから、2点目は、特認校に転入される認定の可能な地域、要するに認定されないような、当然距離的なものがありますから、非常に遠いところから転入しようという人も少ないとは思いますが、そういう可能な地域があるのかどうか。

それから、3点目は、地元の児童生徒と他地域からの、当然ライフスタイルとかも違う子どもたちが一緒になって学校生活を送るということで、何らかの効果というか、成果といいますか、特色が出てきたというふうには私思うんですけども、そういったものが実際あらわれているのかどうか、3点目をお願いします。

まずこの3点、お願いします。

#### **No.22 四宮学務課長**

特認校のお尋ねですが、まず1点目の通学方法につきましては、基本的には市バスを使って通学をされているということでございます。

2点目の通学の認める範囲でございますが、一応高槻市内全域ということで対象といたしておりますが、委員仰せのように、距離の問題、通学時間等もございまして、どちらかといえば、地域に近い方が多いということになっております。

3点目の特認校を実施したことによってですけども、特認校の指定により、子どもたちが豊かな人間関係を培うとともに、学校と地域の連携や活性化などが図られているものというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### **No.23 灰垣委員**

3番目は抽象的なお答えでしたけれども、開かれた学校づくりということに関連して、続けてご質問いたします。

本市の校区外通学児童、これの実態をお伺いいたします。

それから、またさらに関連して、この学校選択制については、どのような認識をお持ちかということも続けてお願いいたします。

#### No.24 四宮学務課長

ただいまのご質問の校区外通学の実態についてのご質問にお答えします。

本市では、学期途中で転居予定が決まっている場合、また転居予定地の校区の学校に学期当初より就学することを認めることや、最終学年の他校区の転居に伴う区域外通学、これらのものにつきまして審査基準を設け、保護者の申し立てに対して、審査基準に基づき許可を行っております。平成15年度におきましては、小学校で292人、中学校で101人、計392人に対して許可を行ってまいりました。以上でございます。

#### No.25 金築学校教育部参事

学校選択制についてお答えします。学校通学区域制度につきましては、義務教育において適正な規模の学校と教育内容を保障し、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るという趣旨から行われている制度と認識しております。本市におきましては、児童生徒の人数や通学時間、距離、学校の規模、地域の実情やその学校の歴史的な経過などを勘案し、小、中学校に通学すべき地域を定め、就学する学校の指定を行っているところでございます。

学校選択制の評価についてでございますが、本市教育委員会におきましては、学校が保護者や地域住民等の信頼にこたえ、協力を得るとともに、説明責任を果たし、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進しているところでございます。具体的には、平成14年度からすべての小、中学校におきまして、学校教育自己診断の実施、学校評議員制の導入、さらに地域教育協議会の立ち上げを行い、現在その活性化に努めているところでございます。このような状況から、本市での学校選択制の導入につきましては、慎重に対処していかなければならない課題であると認識しております。

#### No.26 灰垣委員

校区外通学の児童をもう一度改めて、私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが。転居等に伴うという、これは通常認められていることだと思うんです。いろんな問題、課題を抱えた児童生徒がいらっしゃるのも、これも現状です。そういった子どもたちがそういう理由等によって、とりあえず今いる学校をかわりたいとか、かわることによってそういうのが解消するのではないということの理由でこの校区外の通学をしている、この児童生徒を再度お尋ねいたします。

#### No.27 四宮学務課長

いじめ、不登校など、児童生徒の個々の課題に対する区域外通学についてですが、本市では、審査基準にいじめの問題に関連して、学校における十分な指導にもかかわらず、いじめにより、児童生徒の心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている場合に、一定の手続に基づき、指定校の変更を認める基準を設けております。また、特別の事情のある場合につきましては、教育委員会で別途方針を決め、就学の指定校の変更を認める基準も設けており、不登校や児童生徒の個々の課題に対し、

学校や教育委員会が必要な取り組みを行っても課題解消が困難で、就学の変更により、子どもの学習権を保障できる場合は、学務課、指導課、学校と連携を図り、個々の対応を行っております。

なお、平成15年度におきましては、このようなケースにより、小学校で8名、中学校で2名、計10名に対して許可を行ってまいりましたので、よろしく申し上げます。

#### **No.28 灰垣委員**

わかりました。それにまた続きまして、今、選択制に対する認識ということでお答えをいただきましたけれども、地域教育協議会、これの現状と成果、それから学校評議員制度、これの現状と成果、それから学校教育自己診断、これの現状と成果をお伺いいたします。

#### **No.29 金築学校教育部参事**

学校評議員制度につきましては、学校が保護者、地域、住民等の信頼にこたえ、協力を得るとともに、説明責任をきちんと果たしていくと、そして地域に開かれた学校づくりということで推進してまいった制度でございます。学校外における外部評価ということで位置づけております。現在、全市的に各学校に設置されております。

地域教育協議会におきましては、これも地域のさまざまな組織の協力を得ながら、全中学校区で設置をしております。

次に、学校教育の自己診断でございます。これにつきましては、平成11年度、若松小学校で府の委託により試行実施して以来取り組みを積み重ねてまいりまして、平成14年度、全校において実施しております。平成15年度におきましては、さらに学校教育自己診断がさまざまな外部評価、内部評価と連動して、学校改革のシステムづくりに貢献するように内容も変更し、今年度に至っております。

#### **No.30 灰垣委員**

現状はちょっとお聞かせいただいたように思うんですけども、今の3点の評価というか、成果、何かあらわれているのかどうか、お伺いいたします。

#### **No.31 金築学校教育部参事**

順序は、学校教育自己診断の方から評価をしてまいりますけども、学校教育自己診断におきましては、現状の学校の姿というものを、それぞれ学校に、学校を構成する者がどのように現状を認識しているかという、そういう現状の認識ということについて共通の土俵を持つということで、極めて効果が高いと考えております。ある中学校におきましては、保護者、生徒からの授業評価を受けまして、先生自身が授業のあり方を全員で考えて、改めて保護者、生徒に授業のあり方を問うていくというような具体的な実践が行われまして、これはマスコミ等も取り上げられて、極めて高い評価を得ております。

地域教育協議会におきましては、2,000人から3,000人という方々の参加によって、校区のフェス

ティバル等を実施して、初めて地域の方が学校に足を運んだ、初めて子どもたちや先生たちと触れ合ったというような、さまざまな地域への広がりを見せております。さらにこの地域教育協議会については、内容を充実しながら、交流しながら取り組みを深めてまいりたいというように思います。

それから、学校評議員におきましては、この制度を導入してまいっておりますけども、構成のメンバーについてもう少し検討をしながら、この制度が本当に学校の外部評価に耐え得るものとして、学校長の運営に寄与するものとして位置づけるには、もう少し時間が必要だというふうに認識しております。

## No.32 灰垣委員

先ほどマスコミにも取り上げられたという、非常に私も改めて評価させていただきたいなというふうに思っています。

学校教育自己診断、昨年の3月に私も一般質問で取り上げさせてもらいました。おっしゃったように、本年の4月から高槻市の学校モデルをつくられて、さらに強化されているというのも認識しています。それが内部評価ということになるんだと思うんですけども、それと当然内部評価と背中合わせに必要なのは外部からの評価だと思うんですが、学校評議員制度は、これから時間をかけてというお話でした。

また、教育協議会におきましても、初めて学校に足を運んで、改めて学校の取り組みとかを認識したような、そういったこともあるということで、これも十分評価できることだと思うんですけども、この要綱を、長文になって申しわけないんですけど、要綱を読ませてもらいます。

地域教育協議会は、学校・園、家庭、地域社会が連携して、さまざまな取り組みを展開することにより、開かれた学校づくりとともに、学校教育や地域社会における子どもたちの諸活動を活性化させ、豊かな人間関係づくりを通して、一人一人が自己実現できるよう支援し、子どもたちの生きる力をはぐくむと同時に、学校・園、家庭、地域社会の統合的な教育力の再構築とその向上を図るのを目的とすると。

それから、学校評議員に関するこの要綱もあります。これも読ませてもらいます。

学校が、保護者や地域住民の信頼にこたえ、協力を得るとともに、説明責任を果たし、もって地域に開かれた特色ある学校づくりをより一層推進していくために評議員を置くものとする、こういったふうになっているんですね。

実は、私も地域のいろいろ役員をさせていただいている関係上、この地域教育協議会、または学校評議員の方たちと会う機会も非常に多い中で、自分の地元のお話だけでは当然全体的な話はできないと思うんですけども、この目的というか、この要綱の内容にはちょっとまだやはりほど遠いのかなという気がしているんです。そういう意味で、さらに地域教育協議会に対して、もっと踏み込んで、または学校評議員の方のこの制度に対しても、もっと教育委員会が踏み込んでいただいて、さらに充実を図っていただきたいと、これはこのように要望しておきます。

学校評議員の外部評価というふうに、ご答弁でそういう認識であるというふうにおっしゃっていましたが、府中市がこういった学校経営評価制度というのを、本年度3校モデルで、来年から全校で実施するという、要するに中立な立場で、学校外の委員による学校評価委員会、これを設置して、いろんなヒアリングを重ねて、学校長に経営診断書を示すと、こういうふうになっています。また、この中には民間の専門家が5人入っているという、こういうような制度を府中市が導入したという、こういうニュース

が載っていましたけれども、評議員の方も、地域教育協議会のメンバーの方も、先ほど言いましたように、私が知っている限りでは非常に意欲を持ってされているのは事実なんです。ただ、どうしても言い方は悪いかもしれませんが、この程度でいいのかなとか、さらに改革を進めていこうというようなことが伺えられないような、そういった今状態であるということを私は思っております。さっきも言いましたように、この地域教育協議会におきましても、学校評議員制度におきましても、また学校教育自己診断におきましても、今取り組んでいらっしゃる、さらに意欲的に取り組みをお願いしたいというふうに思っています。それを要望しておきます。

それから、いずれにしても、学校がやはり変わらないと、深く言えば、要するに教師、先生が変わらない限り学校は変わらない、子どもたちの教育は変わらないというふうに私は思っています。そういう意味で、この学校選択制というのが非常に研究課題であるというお話でしたけれども、学校選択制の導入を改めてここで検討していただきたいということを強く要望しておきます。

続きまして、学力向上について質問をさせていただきます。

学力不足というのは、非常に言われて久しいんですけれども、過日も地球の周りを太陽が回っていると、そういうふうに認識している子どもたちもいたり、西から太陽が昇ってくるとか、これは極端な例ですけども、そういった認識をしているという子どもたちがいるというように新聞紙上に載っていましたけれども、これ2点質問します。

基礎学力推進事業、そして学力向上推進事業というのを今されていますね。これの内容と現状をお聞かせいただけますか。

それから、このいただいた資料に、国の委嘱により、学力向上フロンティア事業というのを実施されている学校がありましたけれども、これの内容と現状をお伺いしたいと思います。

### No.33 金築学校教育部参事

今日の教育改革におきましては、確かな学力の確立、豊かな心をつくる、たくましい体力をつくるという、こういう3側面で教育改革が進行しております。学力面而言えば、1番目に習熟度、課題別の少人数授業を推進しております。小学校におきましては、合同授業、交換授業を推進して、教師の力量を高め、子どもにわかる授業を展開する、そういう取り組みをしております。同じく小学校におきましては、学級担任制の弾力化、教科担任制の推進、こういうものを行っております。中学校におきましては、英語教育の充実、学力補充の取り組み、それから各学校での授業研究、校内研究会の実施、高槻市教育研究会活動の充実と、こういうものを通して、基礎的な学力を身につけていく授業を展開しています。

学力向上フロンティア事業におきましては、3中と北清水小学校でこの秋に発表をします。特に発表の中心は、個々の子どもに応じた学力指導、そして個々の子どもが勉強したいという意欲を育てる事業、そして最終的には、子どもたちが、みずから考えながら行動していく、学力を自分で育てていくという自己学習力、こういうものを研究主題に挙げて、秋に発表いたしてまいります。

### No.34 灰垣委員

今、基礎学力推進事業の内容というのはお聞かせいただけましたでしょうか。

#### **No.35 金築学校教育部参事**

事業の内容については、地域や家庭への子育て支援、組織的な学力向上に取り組む学校を指定して、教育委員会が学力向上フロンティア事業を行っております。基礎学力については、学力実態調査を実施することにより、その結果を日常の授業に活用していくという、そういう方向の事業を展開しております。

#### **No.36 灰垣委員**

実態調査というのをもうちょっと詳しく教えていただけませんか。

#### **No.37 金築学校教育部参事**

学力実態調査につきましては、平成15年2月に実施してまいりました。この結果については、今年度6月1日に全校に結果を報告いたしまして、夏の研修、それから秋のこの研修で、さらに高槻の子どもたちの各教科における実態、弱いところをどういうふうに克服していくかという授業研究を行いました。そして11月の後半には、特に国語教育においては、国語教育フォーラムをいう形で、これまでの学力実態調査に基づく取り組みをまとめまして、全学校にこういうふうな授業で子どもたちの弱点を克服していく、よいところを伸ばしていくという、そういう取り組みをする予定でございます。

#### **No.38 灰垣委員**

わかりました。学力向上、すべてがそうでしょうけれども、まず現状の分析というのが大事になってくると思います。まず、課題は何なのかという、これをなくして改革も当然ないわけで、学力の向上もないわけです。だから、今本当に精力的に取り組んでいただいているのはよくわかります。そういった課題の分析をした上で、今後の学力向上に対しての取り組みを強化していただきたいなというふうに要望します。

それに関連するんですけれども、先ほど冒頭に申しました指導力不足教員ということで、こういった表現はいいのかどうかあれなんですけど、学力を向上するのは子どもたちですけれども、向上させるのは、当然親も含めてそうですが、先生なんですよ。だから、この先生の資質というのが、一貫して私が申していることなんですけれども、本当にいろんな先生に私もお会いしますから、本当に頑張っていたいて先生は多くいらっしゃるんですけど、私が最も尊敬する職業は教師なんですけど、その中でもやはり指導力不足の方がいらっしゃるというのも現状なんです。大阪府が平成13年に指導力不足教員とはという定義を示されたと思います。

1つ目は、その時点での本市の該当教員の方は何人いらっしゃったのか。それから、最近指導力不足と言われる人たちが直近のデータで何人いらっしゃるのか。これをまずお聞きします。

### No.39 辻井教職員課長

指導力不足等教員につきまして、ご答弁申し上げます。

今、委員仰せのとおり、平成13年7月の大阪府教委のヒアリングにおきまして、本市といたしましては、23例を報告いたしました。それ以来、およそ3年が経過する中で、校長との連携の中で、それぞれの教員につきまして、追跡調査を行い、改善を図るべく指導を続けてまいりました。既に、これまでに退職をした者が10名、疾病等の回復や転勤、それから担当学年が変わることなど、職場環境が変わりましたことによりまして、また校長の指導のもと、研修に励んだことによりまして、改善が図られた者は10名ということでございます。

平成16年度の現在でございますが、ことし新たに校長の方より、疾病等によりまして、十分指導力が発揮できないという報告が1名ございましたので、現在はその方を含めまして、小学校で3名、中学校1名の4名を、引き続き指導力に支援を要する、疾病等により指導力を十分発揮できない教員として、校長が我々教育委員会と連携を持ちまして、指導を続けているというふうに把握をいたしております。よろしく願いいたします。